

<申請について>

Q7: どのような人が補助申請できますか。

- ①土地の所有者
又は
- ②その敷地内に居住している者（土地所有者の承諾が必要です）

Q8: 法人も補助申請できますか。

Q7の回答に該当する法人は補助申請ができます。

Q9: 申請はいつでもできますか。

申請は随時受け付けています。ただし、補助金の予算が限られていますので、予算件数に達しましたら受付を終了する場合があります。

Q10: 工事はいつからできますか。

補助金交付申請書を提出していただき、市から補助金交付決定の通知を受けた後に工事着手できます。

Q11: 平成30年4月1日から9月30日までに着手した除去工事の、工事を行う前の写真がありません。どうしたらよいでしょうか

工事を行う前の写真がない場合は、工事後の写真のみを添付してください。申請書の提出時に、内容等について確認をしますので、できるだけ工事内容を把握している方に来庁していただくとう受付時の事務がスムーズに進みます。また、現地確認を行う場合もあります。

Q12: 見積書に補助対象外の金額が含まれていてもよいですか。

よいです。ただし、補助対象と補助対象外が明確に判別できるように分けて記載された見積書としてください。

Q13: 補助金は何度でも受けられますか。

同一の利用に供されている一団の土地につき、一回限りです。

Q14: 工事を依頼する業者は、市内業者に限るなど制限はありますか。

工事を依頼する業者に対して制限はありません。

Q15: 郵送での申請はできますか。

郵送での申請は受付できません。申請書の提出時に、内容等について確認をしますので、お手数ですが更埴庁舎建設課窓口まで直接ご持参ください。なお、できるだけ工事内容を把握している方に来庁していただくとう受付時の事務がスムーズに進みます。

Q16: 申請書の提出は代理でもできますか。

代理の方でも提出できます。その場合は委任状が必要になります。なお、申請書の提出時に、内容等について確認をしますので、できるだけ工事内容を把握している方に来庁していただくとう受付時の事務がスムーズに進みます。まずはお問い合わせください。

Q17: 申請書に押す印鑑は認印でよいですか。

認印で構いません。申請書、実績報告書等係わる書類はすべて同一の印鑑としてください。

Q18: 見積書は誰の名前で作成してもらえばよいですか

申請者の名前で作成していただくよう施工業者に依頼してください。